

施行ノ際現ニ施行セラルモノハ本令ニ抵觸セザル限
リ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

作付統制助成規則

(昭和十六年十月二十五日)
(農林省令第八十八號)

作付統制助成規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ農地ノ作付統制ヲ助成スル爲本則

ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲タル道府縣ノ費用又ハ補助金

ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵

金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

一 作付統制ノ計畫ノ設定及其ノ指導監督ノ爲支出

スル道府縣ノ費用

二 作付統制ノ計畫ノ實施及督勵ノ爲支出スル市町

村農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ農地作付

統制規則第二條ノ食糧農作物又ハ蔬菜ノ作付ノ指

示ヲ受ケタル者ガ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物又ハ

蔬菜ノ作付ヲ條件トシテ行フ桑樹、茶樹、果樹ノ

整理ノ爲支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補

助金

四 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ其ノ指示

ニ依リ作付スル食糧農作物及蔬菜ノ種苗購入ノ爲

支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

五 作付統制實施ノ爲勞力補給施設ノ爲支出スル費
用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條 助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第二條第一號ノ費用ニ對シテハ作付統制ノ計畫

ノ設定ノ爲支出スル費用ニ付テハ一道府縣當三十

○圓以内、指導監督ノ爲支出スル費用ニ付テハ作
付轉換面積十町步當十五圓以内

二 第二條第二號ノ補助金ニ對シテハ作付轉換面積
五町步以上ノ市町村ニ在リテハ作付轉換面積一町

步當五圓以内ニシテ一市町村農會當二〇〇圓以
内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

一市町村農會當二五圓以内

三 第二條第三號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二〇圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

四 第二條第四號ノ補助金ニ對シテハ其ノ費用ノ三
分ノ二以内

五 第二條第五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
努力ノ補給施設ノ爲支出スル費用ノ範圍内

拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

六 第二條第六號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

七 第二條第七號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

八 第二條第八號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

九 第二條第九號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十 第二條第十號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十一 第二條第十一號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十二 第二條第十二號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十三 第二條第十三號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十四 第二條第十四號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十五 第二條第十五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十六 第二條第十六號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十七 第二條第十七號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十八 第二條第十八號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十九 第二條第十九號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

二十 第二條第二十號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

二十一 第二條第二十一號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

二十二 第二條第二十二號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

二十三 第二條第二十三號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

二十四 第二條第二十四號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

二十五 第二條第二十五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲
特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

ルコトアルベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣助成金ノ交付
ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタ
ルトキハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ニ農林大臣ニ報

告スペシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一
ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指
令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一
部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一
ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指
令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一
部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第二條
第二號ノ規定ニ拘ラズ市町村ノ費用ニ對シ交付スル
道府縣ノ補助金ニ對シ道府縣ニ助成金ヲ交付スルコ
トアルベシ

第十條 農業生産の統制並に土地工作物管理
使用令中改正に關する勅令案要綱の

決定

東條内閣最初の第二十回國家總動員審議會は昭和十

